

# 潟上市自治基本条例の見直しについての方針

平成 28 年 12 月 26 日

潟 上 市

## 1. 潟上市自治基本条例の見直しに関する検討について

本市は、市民の「参画」と「協働」による市政の運営を目指し、本市の自治に関する最高規範と位置づける「潟上市自治基本条例」を平成 24 年 6 月に公布、翌 25 年 1 月 1 日に施行しました。

この自治基本条例の第 30 条には、「市は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、社会経済状況の変化の照らしてこの条例の内容を見直し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。」と見直しの規定を置いており、今年はその検討時期となっているため、条例の見直しに関する検討を行いました。

### <検討方法>

- ①市では、平成 28 年 11 月 22 日に「潟上市自治基本条例の見直しに関する取組方針」を定め、条例制定後の取組状況のとりまとめを行いました。
- ②市民からなる「潟上市自治基本条例推進委員会」を 12 月 21 日に開催し、見直しに関する意見聴取を行いました。

#### 【潟上市自治基本条例推進委員会において出された意見】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○内部通報制度についての規定を盛り込んではどうか。</li><li>○条例の制定前と比べてまちづくり参画への市民意識にどのような変化があったのか知りたい。</li><li>○住民投票の投票資格者を 18 歳未満としてはどうか。</li></ul> |
|---|

## 2. 検討後の条例見直しについての方針

現時点では条例の周知や理念の実現に向けた取組を推進することが必要なことであり、条例の条文改正は行わないこととします。